

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第十五号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。